

感染症の予防及びまん延防止のための指針

株式会社ハッピーナビゲーション

(基本方

針)

当社は、利用者及び従業者等(以下「利用者等」という。)の健康と安全を守るため平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、必要な措置を講じなければならない。そのため、感染症の予防及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるように本指針を策定し、従業員は本指針に従い、業務にあたることとする。

(感染症対策委員会の設置)

1 当社で利用者等の感染症予防及びまん延防止のための対策を検討するための、感染症対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 感染対策委員会の構成メンバー 代表取締役、事業部長、事業所管理者、サービス提供責任者とする

3 委員会は、定期的(おおむね6月に1回以上)かつ必要な場合に委員長が開催する。

4 委員会の検討事項は次のとおりとする。

①感染症対策委員会の組織整備 ②感染対策の立案 ③指針の整備 ④利用者等の健康

状態の把握 ⑤感染症発生時の対応

⑥研修・教育計画の策定 ⑦事業所内の感染症対策実施状況の把握及び評価

(平常時の対策)

『介護現場における感染対策の手引き』に沿って、感染症の予防及びまん延の防止に努める。

1 次に掲げる事項は常時実施する

- ①事務所の換気 ②マスク着用 ③手指の消毒 ④訪問先が不衛生・劣悪な住環境や感

染リスクが高い場合は、シューズカバーやスリッパ着用、プラスチックグローブを着用する

(感染症発生時の対応)

感染症発生の場合、利用者等の生命や身体に重大な影響を与えないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を優先し、下記を行う。

- ①発生状況の把握 ②感染拡大の防止 ③市町村への報告 ④保健所及び医療機関との

連携

(従業者に対する研修の実施)

事業所は、従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的として「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

- ①定期的な研修の実施(年1回以上) ②新規採用者へ感染対策の基礎に関する研修を実施 ③

訓練（シミュレーション）を年1回以上実施

(その他)

この本指針の変更および廃止は、委員会において決定する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。